

学校いじめ防止基本方針

この「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校の実態を考慮して、策定するものとする。以下に、基本方針を示す。

1 いじめの定義といじめ防止に向けての基本方針

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。そこで本校では次の3項目をいじめ防止の基本方針とする。

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見・早期対応
- (3) 体制の整備

2 基本的な考え方

(1) いじめの防止

① いじめを生まない土壌作り，心の通う人間関係の構築

- ・「いじめは決して許されない」ことへの理解促進，豊かな情操や道徳心の育成，お互いの人格を尊重し合う態度や能力育成
- ・心の通う対人関係を構築できる社会性の育成

② ストレスに適切に対処できる力の育成

- ・子どものストレス要因の改善。ASSESS等を活用した，人間関係の把握。ストレスに対処できる力の育成。

③ 全ての児童が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

- ・わかる授業づくり。（基本の習得，自分の考えを持たせる。主体的に学習に取り組む態度を養う。特別支援教育の視点を入れた授業づくり等。）
- ・インターネット（SNS）等の使用方法の学習支援。
- ・学級集団づくり。
- ・異学年集団活動の充実とリーダーの育成。
- ・家庭や地域との連携。

(2) 早期発見・早期対応

早期発見はいじめへの迅速な対応の前提であり，すべての大人が連携し，児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ・ 学校生活の様子やノート・日記等を活用したいじめの予兆の発見。
- ・ ASSESS 質問用紙の活用等，いじめ防止に関わる教員研修の充実。

② 早期対応

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを報せてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

- ・ 速やかな事実の確認と、教員間の報告。
- ・ いじめを受けた児童・保護者の支援、いじめを行った児童への指導・支援またはその保護者への助言等の継続的な実施。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるような校内体制の整備。
- ・ 教育委員会へ報告，関係諸機関との連携。

(3) 体制の整備

① 教員が子どもと向き合うことができる体制の整備

- ・ 子どもたちとの交流，見守り。
- ・ 行事等の精選。
- ・ 適切な教材研究・授業準備を行える時間の確保。
- ・ 子どもたちと余裕をもって関わるための教師自身の

3 いじめ防止のための組織

(1) 生徒指導・いじめ防止等連絡会議

- ・ 週1回の終礼。月1回の生徒指導・特別支援報告会。（いじめ等の情報交換や、現状把握と対策についての対策会議等。）
- ・ 構成（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター。必要に応じて地域諸機関の代表，スクールカウンセラー，子ども相談主事等関係諸機関。）

(2) いじめ防止対策委員会

- ・ 「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき，本校のいじめ対策についての在り方等について検討するために設置する。
- ・ 必要に応じて開催。
- ・ 構成（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター。必要に応じて地域諸機関の代表，スクールカウンセラー，子ども相談主事等関係諸機関。）

(3) 緊急いじめ対策委員会

- ・ 緊急・重大ないじめに対し，速やかに設けて対処する会。
- ・ 必要に応じて開催。
- ・ 構成（校長・教頭，教務主任，生徒指導担当，関係担任及び，必要に応じていじめ防止対策委員会のメンバー）
- ・ 必要に応じて教育委員会や行政諸機関とも連携。

(4) 組織図

